

亀山市公告第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、次の決算を公表する。

なお、「別冊」は省略し、亀山市総合政策部総務課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和3年11月22日

亀山市長 櫻井義之

- ・令和2年度亀山市一般会計歳入歳出決算 別冊
- ・令和2年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 別冊
- ・令和2年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算 別冊
- ・令和2年度亀山市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算 別冊
- ・令和2年度亀山市水道事業会計決算 別冊
- ・令和2年度亀山市工業用水道事業会計決算 別冊
- ・令和2年度亀山市公共下水道事業会計歳入歳出決算 別冊
- ・令和2年度亀山市病院事業会計決算 別冊